

令和5年9月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和5年9月15日（金） 開会 午後2時 1分
閉会 午後2時25分

場所 議会運営委員会室

出席委員 細田善則委員長

千葉達也副委員長、萩原一寿副委員長

松井弘委員、関根信明委員、宇田川幸夫委員、横川雅也委員、白土幸仁委員、

小川真一郎委員、新井一徳委員、中屋敦慎一委員、小島信昭委員、

水村篤弘委員、木村勇夫委員、橋詰昌児委員、八子朋弘委員、伊藤はつみ委員

出席者 立石泰広議長、岡田静佳副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事、中山貴洋企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和5年9月閉会中 議会運営委員会における発言
(令和5年9月15日(金))

委員長

1 9月定例会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しを頂いたので、9月定例会県議会に提案させていただく議案について、説明申し上げます。サイドブックの「埼玉県議会令和5年9月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。「埼玉県議会令和5年9月定例会付議予定議案件名総括表」である。9月定例会県議会に提案を予定している議案は、予算1件、条例5件、工事請負契約の締結4件、財産の取得2件、訴えの提起1件、基本的な計画の策定等2件、事件議決2件の計17件である。

次のページを御覧願う。議案以外では、専決処分報告などの報告事項が19件あり、合わせて36件となる。議案の詳細については、この後、企画財政部長から説明するが、私から主なものを説明する。

はじめに、補正予算案については、高齢者・障害者施設等における新型コロナウイルス感染症対策の支援継続や企業版ふるさと納税を活用したeスポーツの普及・裾野拡大のためのイベント開催に要する経費に予算措置を講じるとともに、公共事業の追加など当面对応すべき事業について編成したものである。その結果、一般会計の補正予算額は、165億1,057万9千円となったところである。

次に、条例については、5件全てが一部改正条例であり、旅館業法の一部改正に伴い、旅館業の営業者が当該営業を譲渡する場合において、旅館業の許可を受けた地位の承継の要件等を定める「旅館業法施行条例の一部を改正する条例」などがある。

工事請負契約の締結については、朝霞児童相談所(仮称)新築工事に係るものなど4件である。

財産の取得については、国の備蓄計画に基づき、抗インフルエンザウイルス薬・ゾフルーザ及びリレンザを取得することについて、2件の議決を求めるものである。

このほか、県営住宅の明渡し等を求める訴訟に係る訴えの提起、基本的な計画の策定等として、「第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更」などのほか、一般会計をはじめとする各会計の前年度の決算を認定に付するものなどである。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

企画財政部長

それでは、お許しを頂いたので、議案等の詳細を、御覧いただいている資料により説明する。3ページにある、資料1「埼玉県議会令和5年9月定例会付議予定議案件名表」を御覧いただきたい。

まず、「予算」であるが、こちらは後ほど資料2で詳しく説明する。

4ページを御覧願う。「条例」について説明する。5件すべて一部改正条例である。

1番の「災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正に伴い、感染症発生時に他県等へ応援を要請できる時期や業務が拡大したことから、応援職員に支払う手当を新設等するものである。

2番の「旅館業法施行条例の一部を改正する条例」は、旅館業法の一部改正に伴い、旅館業

の営業者が当該営業を譲渡する場合において、当該営業を譲り受けた者が、その旅館業の許可を受けた地位を承継するための要件を定める等するものである。

5ページを御覧願う。3番の「埼玉県手数料条例の一部を改正する条例」は、2番の「旅館業法施行条例の一部を改正する条例」に関連し、旅館業の許可を受けた地位を承継するための申請手数料を新設するものである。

4番の「埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例」は、食品衛生法の一部改正を踏まえ、営業者の地位を承継できる事由に、ふぐ処理施設の営業者が当該営業を譲渡する場合を追加するものである。

6ページを御覧願う。5番の「警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例」は、深谷市における町の区域の新設に伴い、寄居警察署の管轄区域の規定を整備するものである。条例については、以上である。

7ページを御覧願う。「工事請負契約の締結」である。

1番は、朝霞児童相談所（仮称）新築工事を行うもので、工期は令和7年1月31日までとなっており、請負金額は14億3,000万円、契約の相手方は株式会社佐伯工務店、中島建工株式会社、協同建設株式会社である。

2番は、越谷警察署庁舎新築工事を行うもので、工期は令和7年10月31日までとなっており、請負金額は21億8,570万円、契約の相手方は古郡建設株式会社、高元建設株式会社である。

8ページを御覧願う。3番は、越谷警察署庁舎の空調設備工事を行うもので、工期は令和7年10月31日までとなっており、請負金額は6億3,250万円、契約の相手方は株式会社サイエイヤマトである。

4番は、運転免許本部高齢者講習施設（仮称）庁舎新築工事について、変更契約を行うものである。変更内容は、賃金水準及び物価水準の変動に伴うスライド条項を適用し、請負金額を15億6,981万5千5百円に変更するものである。

9ページを御覧願う。「財産の取得」である。

1番及び2番は、現在の備蓄薬が使用期限を迎えることなどから、国の備蓄計画に基づき抗インフルエンザウイルス薬としてゾフルーザ、リレンザをそれぞれ購入するものである。

10ページを御覧願う。「訴えの提起」である。

県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者1名に対して、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するものである。

11ページを御覧願う。「基本的な計画の策定等」である。

1番の「第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び2番の「埼玉県国土利用計画」を変更することについて、それぞれ議会の議決を求めるものである。

12ページを御覧願う。「事件議決」である。

1番の「令和4年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」は、一般会計及び15の特別会計について、決算の認定を求めるものである。

2番の「令和4年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」は、総合リハビリテーションセンター病院事業会計など五つの公営企業会計について、決算の認定を求めるものである。

議案については、以上である。

次の13ページからは「報告事項」である。

まず、「地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告」である。

13ページの1番及び2番は「損害賠償の額を定める」もので、損害賠償の額が100万円以下のため、専決処分を行っている。

14ページを御覧願う。「行政報告書」であり、令和4年度の主要な施策の成果について報告

するものである。

15ページを御覧願う。「内部統制評価報告書」であり、財務に関する事務の方針及びこれに基づき整備した体制に関する評価について報告するものである。

16ページを御覧願う。「継続費精算報告」であり、継続年度が終了した一般会計、特別会計及び公営企業会計の事業について報告するものである。

17ページを御覧願う。「基金の運用状況報告」であり、定額運用基金である土地開発基金及び美術作品取得基金について報告するものである。

18ページを御覧願う。「地方自治法第221条第3項の法人の経営状況報告」であり、埼玉県立大学をはじめ合計5法人である。

19ページを御覧願う。「地方独立行政法人の業務実績評価報告」であり、埼玉県立病院機構及び埼玉県立大学の令和4年度の業務実績に関して、評価結果を報告するものである。

20ページを御覧願う。「健全化判断比率等報告」であり、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものである。

21ページを御覧願う。「私債権の放棄に関する報告」であり、令和4年度に放棄した私債権の種類、件数及び金額について報告するものである。

22ページを御覧願う。「施策の実施状況報告」であり、1番の「観光づくりに関する施策」及び2番の「農林水産業の振興に関する施策」の実施状況について報告するものである。

報告事項については、以上である。

続いて、補正予算案を説明する。23ページを御覧願う。

資料2「令和5年度9月補正予算案の概要」を御覧いただきたい。この補正予算案は、高齢者・障害者施設等における新型コロナウイルス感染症対策の支援継続や企業版ふるさと納税を活用したeスポーツの普及・裾野拡大のためのイベント開催に要する経費に予算措置を講じるとともに、公共事業の追加など当面对応すべき事業について補正予算を編成したものである。

補正予算の内容だが、資料にあるとおり、(1)から(4)までの四つに整理している。それぞれの詳細は後ほど、説明する。

24ページを御覧願う。「1 補正予算額」についてである。

今回の補正予算の規模は、表の補正額の一番下にあるとおり、一般会計で、165億1,057万9千円となっている。

「2 補正予算の財源内訳」についてだが、今回の一般会計の補正では特定財源である国庫支出金並びに、地域医療介護総合確保基金及び新型コロナウイルス感染症対策推進基金からの繰入金等を充てている。

25ページを御覧願う。「3 補正予算の内容」について説明する。

まず、「(1) 高齢者・障害者施設等における新型コロナウイルス感染症対策の支援継続」についてである。

「ア、イ 高齢者・障害者施設等のサービス提供体制の継続確保への支援」については、コロナ感染が発生した場合においても高齢者・障害者施設等のサービス提供体制を維持するため、引き続き人員確保や衛生用品などのかかり増し経費を補助するものである。

次に、「(2) 企業版ふるさと納税を活用したeスポーツの普及・裾野拡大」についてである。

「ア 企業版ふるさと納税を活用したeスポーツイベントの開催」については、eスポーツの多彩な可能性を実証するため、プロ選手によるエキシビジョンマッチや、誰もが参加できる体験会などのイベントの実施とともに、高校生対象のトレーニングキャンプを開催し、eスポーツの普及・裾野拡大を図るものである。

26ページを御覧願う。「(3) 公共事業の追加・適正工期の確保」についてである。

「ア 公共事業の内定増に伴う追加工事の実施」については、国庫補助事業の内定増に伴い、

道路・街路事業、河川事業及び公園事業の追加工事を実施するものである。

「イ 適正工期の確保」については、年度内に完成しないことが明らかになった工事について、早期に繰越明許費を設定し、適正な工期の確保を図るものである。

27ページを御覧願う。次に、「(4) その他」についてである。

「ア 高齢者講習施設庁舎建設費の継続費の変更」については、駐車場等予定地の一部の土壌からヒ素が検出され基準不適合土壌の処分を行う必要性が生じたことから、事業終期を令和5年度から令和6年度に延長するとともに、総額を増額するものである。

「イ 埼玉県地域医療介護総合確保基金への積み立て」については、高齢者施設等におけるコロナ感染発生時のサービス提供体制の継続確保への支援の財源として措置される国庫支出金等を地域医療介護総合確保基金に積み立てるものである。

次に、28ページの資料3は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたい。

以上が、9月定例会に提案を予定している議案等の詳細である。よろしく願います。

委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。なお、9月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

委員長

3 9月定例会の会期予定等についての(1)質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、お手元の資料1を御覧願う。委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民9名、民主フォーラム2名、公明2名、県民1名、無所属1名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、民主フォーラム1名、公明1名。2日目、自民1名、県民1名、無所属1名。3日目、自民2名、民主フォーラム1名。4日目、自民2名、公明1名。5日目、自民3名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 質疑質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限についてだが、開会日前日に当たる9月21日(木)の正午までとするので、よろしく願います。

< 了 承 >

委員長

なお、無所属については、私から確認しておく。

委員長

次に、(4) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午まで、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午までとなる。したがって、質疑・質問1日目の9月28日(木)に係るものについては、一問一答式の場合は9月25日(月)の正午まで、一括質問・一括答弁式の場合は、9月26日(火)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

4 知事就任に対する挨拶についてだが、先例により、知事は就任後最初の議会において挨拶する例となっており、これに対し、議会側からも挨拶を行ってきている。

従前の例としては、お手元の資料2のとおり、平成15年は2会派が、前知事2期目以降の平成19年から平成27年は1会派が、令和元年は2会派が挨拶を行ってきたところである。

今定例会においては、近年の例にならい、第1会派の代表者が挨拶を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、知事就任の挨拶に引き続き、自民の代表者が挨拶を行うこととする。

委員長

5 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料3及び資料4に基づき、政策調査課長に説明させる。

政策調査課長

資料3、本会議等のテレビ中継予定（案）を御覧願う。

これまでと同様、9月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、資料のとおり、テレビ中継をしたいと考えている。開会日及び閉会日の委員長報告は生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたい。編集に当たり、質問をされた議員の方々に、放送する質問項目をお選びいただく。一般質問の様子は、御覧の表のとおり質問からおおむね1週間後の、夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、資料4、「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

まず、1の「9月定例会ダイジェスト」である。定例会開会日の議会運営委員会、本定例会中の本会議の審議風景等をテレビカメラにより収録させていただき、「9月定例会ダイジェスト」として、10月22日（日）に放送したいと考えている。

次に、2の「特別委員会だより」である。各特別委員会の審査風景をテレビカメラにより収録させていただき、「特別委員会だより」として、11月26日（日）に放送したいと考えている。

どうぞ、よろしく願います。

委員長

6 第23回都道府県議会議員研究交流大会についてだが、お手元の資料5に基づき、政策調査課長から説明させる。

政策調査課長

資料5を御覧願う。この大会は、共通する政策課題について意見交換等を行い、地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的として、全国都道府県議会議長会が主催する行事である。

開催日は、11月14日（火）で、基調講演と分科会が行われる。開催方法は、昨年度と同様、会場での対面とオンライン配信のハイブリッド方式である。オンライン配信については、参加議員数に制限はなく、希望の方全員が基調講演と分科会に御参加いただくことができる。なお、昨年度は本県議会からの参加はオンラインのみとした。どうぞ、よろしく願います。

委員長

今回の参加について、議長からは、オンライン参加であれば参加議員数に制限がなく、希望者全員が参加できることから、オンライン参加としてはどうかとの話があった。については、今年度も、オンライン参加のみとしたいと思うが、よいか。

< 了 承 >

委員長

なお、この場合、会場への派遣という形ではないため、議員が参加するに当たって、議会の議決を要しない。オンライン参加の方法については、後ほど、事務局から連絡するが、人数制限はないので、議員各位の積極的な参加をお願いする。

委員長

7 議員政策研修会の開催についてだが、お手元の資料6のとおり、開会日・9月22日(金)の午後1時から開催したい旨、議長から話があったので、議員各位の参加をお願いする。

開催方法は、昨年度と同様、会場での講演と同時にオンライン配信も行う。

また、例年、参加を呼び掛けている各市町村議会正副議長は、オンライン配信による視聴のみとなるので、御承知おき願う。

委員長

8 閉会中の委員会活動についてだが、お手元の資料7のとおり、視察を10月18日(水)に実施したいと考えているが、よいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、この案にしたがって実施していくので、視察の詳細については、正副委員長に御一任願う。

< 了 承 >

委員長

9 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、9月定例会開会日・9月22日(金)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >